

## [事案 2023-62] 損害賠償請求

・令和5年10月23日 和解成立

### <事案の概要>

担当者の誤説明を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和5年2月にチョコレート嚢胞により入院し子宮附属器腫瘍摘出術を受けたため、令和3年10月に契約した医療保険にもとづき、入院給付金等を請求したところ、本契約には子宮、卵巣、卵管および子宮付属器について5年間不担保とする特別条件が付されていたことから、入院給付金等が支払われなかった。しかし、以下の理由により、自分が被った損害に対して金銭的な賠償をしてほしい。

- (1) 子宮内膜症の一種であるチョコレート嚢胞を患いながら不妊治療を行っていたところ、医師からは、妊娠すれば嚢胞が小さくなることも考えられ、手術により除去することは不妊治療への悪影響も考えられるなどと説明を受けていた。
- (2) 本手術を受けるかどうか悩んでいたが、保険会社のコールセンターに、本手術と入院で給付金が支払われるかどうかを確認したところ、オペレーターから、給付金が出るとの回答があったため、本手術を受けることを決意し、不妊治療を一時中止して入院・手術の日程を決めた上で、仕事を調整するなどして入院の準備を行った。
- (3) 本手術前に保険会社から送られてきた給付金の申請書を受け取り、診断書の書式などを確認するため、保険会社のコールセンターへ電話したところ、オペレーターから、本手術と入院が給付金の支払対象となる説明は誤りであって、本契約には子宮付属器に関する「特定疾病・特定部位不担保」の特別条件が付いているため、給付金は出ないと説明された。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約には、「子宮、卵巣、卵管および子宮付属器」に生じた疾病について、契約日から5年を期間とする「特定疾病・特定部位不担保」の特別条件が付加されているところ、本入院および手術は、予め不担保条件として指定されている「子宮付属器」に関する治療を目的とするものであり、その入院期間および手術日は、契約日より5年を経過していない。
- (2) 本手術が申立人にとって真に必要であったならば、給付金の支払可否に関わらず、手術を受けていたはずである。仮に、手術をせずに別の治療方法を選択することが可能であったとしても、当社が誤りを認めて医療給付金の支払対象外となる旨を申立人に伝えたのは、手術予定日より約1か月も前であり、申立人としてはその時点で医療機関と相談し、治療方針の変更を検討することも可能であった。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意

が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人は、オペレーターの誤案内を受けた翌日に手術の日程を決めており、給付金を受領できると考えたことが手術の動機の一部になったことが認められる。
- (2) 不妊治療は、主治医と患者および患者の配偶者との信頼関係が特に重要な類型であると思われることからすれば、1 度、本手術を受けることを決めて不妊治療を一時中断し手術日程を決めた後に、前言を翻して手術を取りやめることは容易ではないという申立人の心情も相応の理由がある。